

2 8 陳 情 第 8 号	未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情
付 託 委 員 会	総務区民委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 2 8 年 2 月 1 5 日 受 理、平成 2 8 年 2 月 2 5 日 付 託
陳 情 者	兵庫県神戸市灘区中郷町————— 代表 —————

(要 旨)

私たちは選挙権を持たない子どもや若者でも、実際の選挙で投票を体験することができる模擬投票体験スペース（通称模擬投票所）を選挙期間中、投票日に期日前投票所、投票所に設置することを求める。

(理 由)

今年 7 月の参議院選挙より選挙権年齢が 1 8 歳へと引き下げられ、昨今若者の政治参画の重要性が以前にも増して強く叫ばれている。しかし、選挙における投票率は下降の一途をたどっており、特に若年層は政治に無関心と言われ、投票率は他の世代に比べて大幅に低くなっている。各学校ではシティズンシップ教育や主権者教育の一環として、模擬選挙や出前授業が全国的には徐々に行われるようになってきているが、まだまだ十分に普及しているとは言えない。

この現状を打破すべく、行政が主体となり幼い頃から政治や選挙に触れる機会を作り、政治への当事者意識を持った未来の有権者を育てることが必須である。そのために、必要となるのが「模擬投票所」の設置である。模擬投票所とは、選挙権を持たない子どもや若者でも、選挙での投票を実際に体験することができる模擬投票体験スペースであり、未来の有権者のための投票所である。これを実際の投票所や期日前投票所内に隣接して設置することで、友達同士や兄弟、親と一緒に子どもも投票を体験することが可能になる。この取り組みは、中米の国コスタリカなどで実践されており、高い投票率の原動力となっている。

この取り組みを実施することで、2つの効果が期待できる。

1つ目は、児童や学生が投票を実際に体験することにより、現代の政治に対する理解・関心を深めるきっかけを与えることができることである。また、投票体験により、民主主義社会における選挙の重要性を伝え、親と一緒に幼い頃から投票経験を積むことで、投票に行く習慣をつけてもらうことが可能である。

2つ目は、親や地域住民など周囲の大人への啓発である。親は、子どもの教育という観点からも選挙に行かなくてはならないという意識が芽生え、近隣住民は子どもたちが投票所に行く姿を目にすることで、投票意識を刺激、啓発されることが期待できる。

以上より、私たちは街の将来を担う未来の有権者たちが、幼い頃から模擬投票体験を

28 陳情第 8 号

通じて政治的リテラシーを養うことができるように、選挙権を持たない子どもや若者でも、実際の選挙で投票を体験することができる模擬投票体験スペース（通称模擬投票所）を選挙期間中、投票日に期日前投票所、投票所に設置することを求める。